（六）　ガスタービン	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
	2　出力三万キロワット以上のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
（七）　ガス化炉設備		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
（八）　脱水素設備		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十二万四千七百円（電子申請による場合にあっては、二十万六千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十八万七千二百円（電子申請による場合にあっては、十六万八千七百円）
二　燃料電池発電所に属する特定電気工作物	改質器	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
三　風力発電所に属する特定電気工作物		法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	三十九万千三百円（電子申請による場合にあっては、三十六万三千四百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	三十三万七千百円（電子申請による場合にあっては、三十万九千百円）

附　則

この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

○国土交通省令第五十一号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の一部の施行及び海上運送法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百三十三号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十四条第一項（同法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の十九第一項、第三十九条の二十第一項、第二項第五号、第五項及び第七項、第三十九条の三十五並びに同法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する同法第三十九条の十九第二項第三号並びに造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十条第二項第二号、第十一条第一項、第二項第六号及び第五項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第一項の規定に基づき、並びに海上運送法及び造船法を実施するため、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年八月二十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉